

# 「防犯性能の高い建物部品」に関する Q&A

## <技術編>

制 定 平成 16 年 4 月

第 1 回改訂 平成 21 年 10 月

第 2 回改訂 平成 30 年 9 月

(一社) 日本サッシ協会 防犯対策委員会

## 目 次

### 【製品・性能・基準】

- Q 1. 防犯性能の高い建物部品はどのような規定に基づいて合否が判断されていますか？
- Q 2. Q 1 の規定および基準書等はどこのホームページに記載されていますか？
- Q 3. 防犯性能の高い建物部品（以下C P製品）は具体的にどんな商品ですか？
- Q 4. どのような試験をおこなって基準書の仕様は決定されたのですか？
- Q 5. 「C P製品」にはどんな種類のガラスを使用すれば良いですか？
- Q 6. 「C P製品」を非常進入口に用いる時のガラスの基準はありますか？
- Q 7. F I X窓はC P製品にないですが、防犯性を高めるにはどうすればよいですか？
- Q 8. 連窓・段窓においてC Pマークが貼れる条件はなんですか？
- Q 9. 面格子のブラケット等の「屋外側から容易に外せない構造・方法」とは、どのようなものですか？
- Q 1 0. 部品の強度試験結果は試作部品の結果でかまわないですか？
- Q 1 1. サッシ・ドア本体にC Pマークがあれば開口部として防犯商品と言えますか？

### 【申請関係】

- Q 1 2. 申請はどのように行えばよいですか？
- Q 1 3. 通則申請にはどのような書類が必要ですか？
- Q 1 4. 変更申請を出した後、仕様変更した商品はいつから販売できますか？
- Q 1 5. 代表構造に対し構造説明図を1枚となっているが、どこまでを代表構造として良いですか？
- Q 1 6. 防犯性能に影響がない設計変更時（部品の変更、型材の変更等）登録を変更する時は、次回の通則申請受付まで待つ事になるのですか？
- Q 1 7. 部品の追加はどのような時に申請しなければいけないのか？
- Q 1 8. 申請図書に書く日付はいつでしょうか？
- Q 1 9. 構造・仕様説明図の部品名と試験結果報告書の部品名は同一でなくてもよいですか？
- Q 2 0. 補助錠（サブロック）の表記方法は申請要領書の図面集を基準にすればよいですか？
- Q 2 1. 目録登録商品名一覧表の○・●・◎・★の意味がよくわからないのですが？

【製品・性能・仕様】

Q 1. 防犯性能の高い建物部品はどのような規定に基づいて合否が判断されていますか？

A 1. 判断基準になっている規定は「防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で決められた「建具の防犯性能の試験に関する細則」です。この中には、通則的運用として「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」に適合しているかどうか申請図書を審査して合否を判断する規定と、個別試験を実施して合否を審査し判断する規定の2種類があります。

Q 2. Q 1 の規定および基準書等はこのホームページに記載されていますか？

A 2. 一般社団法人日本サッシ協会（以下サッシ協会）および全国防犯連合協議会（以下全防連）のホームページに記載されています。

リンク先：サッシ協会：[サッシ等の構造・仕様基準書](#)

リンク先：全防連：[建物部品の防犯性能試験の方法](#)

Q 3. 「防犯性能の高い建物部品」（以下C P製品）とは具体的にどのような製品ですか？

A 3. サッシ協会が管轄している製品は基準書により11種類、22の開閉形式が規定されています。

<ドア関係>	種類	開閉形式
	○ ドア（A種）	一片開き、親子開き・両開き
	○ ガラスドア	一片開き
	○ 上げ下げ内蔵ドア	一片開き
	○ 引戸	一引違い、片引き、両引き（引分け）
	○ ガラス引戸（自動を含む）	一片引き、両引き（引分け）
<窓関係（サッシ）>		
	○ 引き形式のサッシ	一引違い、片引き、両引き（引分け）
	○ 開き形式のサッシ	一開き（テラスドアを含む） 一たてすべり出し、よこすべり出し 一突き出し
	○ 折りたたみ形式のサッシ	一片開き、両開き
	○ 上げ下げ形式のサッシ	一片上げ下げ、両上げ下げ
	○ 雨戸	一（横引き）雨戸
	○ 面格子	一窓用面格子

また、サッシ協会の管轄以外にも下記の製品があります。

一般社団法人日本シャッター・ドア協会

- ドア（B種）
- 重量シャッター
- 軽量シャッター
- オーバーヘッドドア
- シャッター用スイッチボックス
- 窓シャッター

日本ロック工業会

- 錠、電気錠、シリンダーおよびサムターン  
板硝子協会
- ガラス

日本ウインドウ・フィルム工業会

- ウィンドウフィルム

リンク先：[全防連防犯性能の高い建物部品目録](#)

Q 4. どのような試験をおこなって基準書の仕様は決定されたのですか？

A 4. 「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」に定められた試験計画書に基づいて人為的侵入抵抗性試験を実施し、5分以上の抵抗が確認された製品の仕様をまとめることにより決定されました。

Q 5. 「CP製品」にはどんな種類のガラスを使用すれば良いですか？

A 5. 全防連の目録に掲載されていた防犯合わせガラスを使用してください。尚、サッシのガラス溝へのかかり代は10mm以上とすることが「官民合同会議目録掲載ガラスの施工・使用に関する板硝子協会基準」により規定されています。

リンク先：[板硝子協会ホームページ：官民合同会議目録掲載ガラスの施工・使用に関する板硝子協会基準](#)

Q 6. 「CP製品」を非常進入口に用いる時のガラスの基準はありますか？

A 6. 非常用進入口に使用できる防犯合わせガラスは消防庁予防課長通知（消防予第111号 合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について）にて規定されていますので、確認ください。

リンク先：消防庁 <http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1903/pdf/190327yo111.pdf>

Q 7. F I X窓は「C P製品」にありませんが、どうすれば防犯性能を高めることができますか？

A 7. F I X窓は「ガラスの防犯性能の試験に関する細則」又は「ウィンドフィルムの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行なう試験に合格したガラスまたはウィンドフィルム（C P製品）を使用することを前提として、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるものとみなされます。尚、サッシのガラス溝へのかかり代は10mm以上とすることが必要です。

Q 8. 連窓・段窓におけるC P製品としての条件はなんですか。

A 8. C P製品は方立、無目等を用いて組み合わせることができます。但し、連窓・段窓した場合はそれぞれの窓で判断してください。

Q 9. 面格子のブラケット等の「屋外側から容易に外せない構造・方法」とは、どのようなものですか？

A 9. 一般に市販されている工具では、外されない特殊ねじを使用するか、直接攻撃ができないようにカバー等で対策をした構造を指します。

Q 10. 部品の強度試験結果は試作部品の結果でかまわないですか？

A 10. 試作部品の場合は、量産品の強度について試作品以上の強度であることをメーカー責任で保証してください。

尚、量産部品の強度については最終的にメーカーで確認してください。

Q 11. サッシ・ドア本体にC Pマーク貼付けがあれば開口部として防犯製品と言えますか？

A 11. サッシ・ドア本体だけでなくガラス、錠等組み合わせられている部品すべてがC P製品である必要があります。

#### 【申請関係】

Q 12. 申請はどのように行えばよいですか

Q 12. サッシ協会ホームページ「建具の防犯性能に関する申請要領書」を公開しています。

通則申請⇒[要領書](#)、個別申請⇒[個別申請要領書](#)

Q 13. 通則申請にはどのような書類が必要ですか？

A 13. 通則仕様申請図書一覧表に示された申請区分毎の図書を作成、提出して頂くことが必要です。尚

○印は新規作成が必要。

△印は変更点がわかるように新旧の図面の両方が必要。

◆印は社名変更申請を対象としており原則提出不要。

☆印は原則不要とするが顧客等の要望で必要な場合は申請要領に従い申請。

Q 1 4. 変更申請を出した後、仕様変更した製品はいつから販売できますか？

A 1 4. 販売はいつでもできますが、CPマークの貼付は該当申請募集の製品が全防連のHPに目録掲載されてから行ってください。

Q 1 5. 代表構造の説明図を1枚申請する事となっているが、どこまでを代表構造として良いですか？

A 1 5. 各開閉形式において、防犯の構造・仕様上同じであれば、構造説明図は1枚で代表させることができます。上記条件を満たした範囲で、枠形状では内付け、半外付けを同等とみなし、また、障子形式では窓、テラスは同等とみなすことができます。尚、開閉形式が異なった場合においても、同様な申請ができるものもあります。

(通則申請の 要領書 を参照願います。)

Q 1 6. 防犯性能に影響がない設計変更時（部品の変更、形材の変更等）登録を変更する時は、次の通則申請受付まで待つ事になるのですか？

A 1 6. 防犯性能に影響がないと判断した場合でも変更申請を行うときは、次回申請までお待ちください。

Q 1 7. 部品の変更・追加はどのような時に申請しなければいけないのですか？

A 1 7. 代表構造とした部品に防犯性能に影響を及ぼす変更・追加する場合には申請してください。

Q 1 8. 申請図書に書く日付はいつでしょうか？

A 1 8. 要領書に掲載している各申請様式をご確認のうえ、記入してください。

Q 1 9. 構造・仕様説明図の部品名と試験結果報告書の部品名は同一でなくてもよいですか？

A 1 9. 原則は同一であることが望ましいですが、異なる場合は部品番号で照合できるようにしてください。

Q 2 0. 主錠・補助錠の表記方法はどのように記載すれば良いですか？

A 2 0. 建具の種類別構造・仕様説明図面集にならって主錠・補助錠が明確に区別できるように記載してください。

Q 2 1. 目録登録商品名一覧表の○・●・◎・★の意味がよくわからないのですが？

A 2 1. 自社の目録登録商品全体の最新情報を把握する為に、今回申請する商品を含め、目録登録商品名一覧表を作成します。

○印は新規申請の場合は、申請した商品名の種類、開閉形式に記入する。

既申請企業で、継続販売している商品名の種類、開閉形式に記入する。

●印は販売終了（商品名の取消申請済み）した商品名の種類、開閉形式に記入する。

◎印は既申請企業で、今回の申請で追加になった商品名の種類、開閉形式に記入する。

★印は既申請企業で、今回の申請で販売終了（商品名の取消申請）した商品名の種類、開閉形式に記入する。

注：次回申請時には、◎印は○印に、★印は●印に変更し作成する。

以上